平成２２年（フ）第１２９４４号
東京都江東区大島２丁目10―10―505
債務者　鵜澤　則忠
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５１号
千葉県茂原市中の島町424―201
債務者　加藤　共子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９６３号
東京都渋谷区代々木４丁目41―16―802
債務者　雨宮　洋美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９６９号
東京都葛飾区奥戸３丁目12―10
債務者　横山　忠伯
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７３号
東京都調布市国領町１丁目１－４―101
債務者　荒川　喜之
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７７号
埼玉県八潮市大字大曽根1311　第２昼間荘東１－２
債務者　進藤富士子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７８号
東京都東村山市秋津町２丁目３―56―102
債務者　白井　　香
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９８２号
神奈川県横浜市西区元久保町12―19
債務者　三川　敏秀
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９８４号
東京都渋谷区本町１丁目24―４
債務者　中田　章子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９８５号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1037―１―103
債務者　中原　直哉
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９９０号
東京都国立市谷保6055―２―103
債務者　山田マイケル
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３００２号
埼玉県入間市高倉３丁目５―26―221
債務者　渡辺　未来
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０１０号
東京都豊島区西巣鴨４丁目６－７―205
債務者　岩坪　三恵
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０１４号
東京都江戸川区南葛西４丁目10―３―101
債務者　福田　正彦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０１８号
東京都台東区松が谷４丁目23―６―202
債務者　吉岡　　論
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０２４号
埼玉県川越市小仙波町３丁目15―103
債務者　竹ノ谷　弘
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部